

平成 28 年 度

# 監 査 報 告 書

財政援助団体監査

留 萌 市 監 査 委 員

平成 29 年 3 月

# 財政援助団体等監査報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 2. 監査を実施した監査委員名

岩 崎 智 樹

坂 本 守 正

## 3. 監査の概要

### (1) 監査の実施期間

平成 29 年 1 月 13 日～3 月 23 日

### (2) 監査の対象とした団体及び所管部局

対象団体 留萌中小企業相談所

所管部局 地域振興部経済港湾課

### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

市より補助金等財政援助を受けている団体の中から抽出し、平成 27 年度に交付した補助金の対象事業費の出納、その他の事務の執行について監査を実施した。

### (4) 監査の目的又は着眼点

監査の対象とした事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを目的として実施した。

なお、着眼点は次のとおりである。

(財政援助団体関係)

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。また、精算報告は適正に行われているか。

(所管部局関係)

- ① 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ③ 補助金等の額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ④ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金等交付団体への指揮監督は適切に行われているか。

#### (5) 監査の方法

財政援助団体及び所管部局に関係書類・帳簿等の提出を求め監査するとともに、必要に応じて財政援助団体職員及び所管部局職員から内容等の説明を受け実施した。

### 4. 監査の結果

事務処理等は、概ね適正に処理されていたが、一部改善、検討等を要する事項が見受けられた。すでに、所管課において要綱の見直しを実施され改善が図られている事項もあるが、今後も、事務の執行にあたって指摘事項に十分留意するとともに、留萌市補助金等交付規則第5条及び第14条に規定されている調査等を実施し、より適正な補助事業の執行に努められたい。

また、市長におかれては、改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき遅滞なく通知されたい。

なお、その他の軽易な指摘事項については、3月23日実施の講評時に口頭で改善を促したので省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

#### (1) 団体に関する事項

- ① 収支決算書（留萌市小規模事業指導推進費補助金交付要綱、別記様式第6号関係）に未記載の項目があるので改善願いたい。
- ② 補助対象事業との関連がないと思われる用務の出張があるので精査願いたい。
- ③ 会議費のうち飲食を伴うと見受けられる懇親会費が補助対象経費として計上されているので、所管課と協議願いたい。

#### (2) 所管課（経済港湾課）に関する事項

- ① 交付申請及び実績報告の基となる収支予算・決算書は、委託料も含まれた留萌中小企業相談所全体事業費となっているため、補助金額算定時の委託事業費の取扱いについて整理願いたい。
- ② 留萌市小規模事業指導推進費補助金交付要綱第3条（補助金の交付対象事業）におい

て、補助の対象となる経費等は「別表 1 に掲げる事業に必要な経費であって、補助対象経費に掲げるもののうち、必要かつ適当と認めるもの」としているが、補助金額等については「中小企業相談所の運営に係る費用から、道補助金を差し引いた残額の 50/100 以内の金額で、補助対象事業件数に補助対象事業単価を乗じて得た金額で予算の範囲内」となっており、補助対象経費のうち補助金の交付対象として認めるものの範囲がはっきりしていないため整理されたい。

なお、平成 20 年度財政援助団体監査において「飲食を伴う懇親会費などの支出について、補助対象経費から除くべきである」と報告しているが、補助対象経費に計上されているため合わせて整理願いたい。

- ③ 補助金交付申請関係書類に未記載の項目があるため、団体に対し指導していただきたい。
- ④ 道が国の補助を受けて実施する小規模事業指導推進費補助金と密接に関連する事業と思われるため、補助対象経費は道に準じた方がよいと考えられることから、補助対象経費のあり方について検討されたい。

## 5. まとめ

平成 21 年度より留萌市全体が一体となり進めてきた「新・留萌市財政健全化計画」が平成 27 年度で終了したが、当市における人口減少、少子高齢化の進行などを考えると、今後においても市税や地方交付税等の安定的な確保は難しく、引き続き厳しい財政運営が予測されることから、今後の収支計画を基本とした「留萌市中期財政計画」の確実な実施が望まれるところである。

今回の監査については、補助金を交付される予定団体を対象に実施したところであるが、団体におかれては、今回の監査結果の中で述べた指摘事項等に留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められるよう期待するものである。

また、所管における補助金の算定については、当市の財政状況を踏まえ引き続き対象となる経費、割合、上限等、具体的な説明を「交付要綱等」に明記し交付決定にあたられたい。

その際、補助申請関係書類、事業完了後の実績報告書の内容の審査について十分に行われているかを検証し、団体への適切な指導監督を進め、執行事務の適正化が一層推進されることを期待するものである。